

前略 いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

源泉徴収票の様式が、何十年ぶりに改定されました

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入等に伴い、大幅に変わっています。用紙の大きさも従来のA6サイズからA5サイズに変更されています。

個人番号又は法人番号の記載については、税務署提出用には記載しますが、**受給者交付用には記載しません。**

税務署提出用と県税事務所・市町村提出用にも提出受給者交付用とは記載のしかたが異なります。マイナンバーは、役所への申告には必須となりました。

源泉徴収票とはどういったものでしょうか

たった一枚の、紙切れですが、そこには下記のように、とっても大事な情報が載っています。

- 今年一年間、あなたがいくら稼いだのか、いくらのお金をもらったのか
- それに応じていくら所得税を納めたのか
- どんな扶養親族を何人養っていたのか
- いくら社会保険料(国民健康保険・介護保険・国民年金を含む)を支払ってきたのか
- 生命保険・介護医療保険・個人年金・地震保険をいくら支払ったか

といった情報が小さくこまごまと載っています。

11月頃、会社へ扶養控除申告書や保険料控除申告書を使ってそういった情報を申告したものの集約です。源泉徴収票、年末調整の申告・計算結果、つまり**一年間のあなたの成績通知表**とも言えます。

平成28年分からの源泉徴収票

の斜線の部分にはマイナンバーを記載して申告します

平成27年分 給与所得の源泉徴収票 (旧様式) の一部を示す。住所欄に「東京都千代田区神田神保町一丁目105」、氏名欄に「安倍 進次郎」が記載されている。給与・賞与欄に「6,600,000」とあり、源泉徴収税額欄に「84,700」とある。斜線部分にはマイナンバーが記載されている。

平成28年分 給与所得の源泉徴収票 (新様式) の一部を示す。住所欄に「東京都千代田区」が記載されている。給与・賞与欄に「7,000,000」とあり、源泉徴収税額欄に「84,700」とある。斜線部分にはマイナンバーが記載されている。また、国民年金等0円と記載されている。

平成27年分以前の源泉徴収票